

IFRIC Update 2025 年 11 月

IFRIC Update は IFRS 解釈指針委員会（委員会）が公開の会議で至った決定の要約である。過去の Update は [IFRIC Update アーカイブ](#) で見つけられる。

[委員会は 2025 年 11 月 25 日から 26 日に会議を行い](#)、下記について議論した。

[関連情報](#)

[作業計画](#)

[一貫した適用の支援](#)

[委員会の暫定的なアジェンダ決定](#)

- 為替エクスポージャーを管理するデリバティブに係る利得及び損失の分類（IFRS 第 18 号「財務諸表における表示及び開示」） — アジェンダ・ペーパー2
- 適正な表示及び IFRS 会計基準への準拠（IAS 第 1 号「財務諸表の表示」） — アジェンダ・ペーパー3
- 費用を性質別に開示する要求の範囲（IFRS 第 18 号「財務諸表における表示及び開示」） — アジェンダ・ペーパー6
- 親会社の個別財務諸表の目的上の特定の主要な事業活動の評価（IFRS 第 18 号「財務諸表における表示及び開示」） — アジェンダ・ペーパー7
- IAS 第 12 号「法人所得税」の範囲に含まれる法人所得税ではない税金又はその他の費用の表示（IFRS 第 18 号「財務諸表における表示及び開示」） — アジェンダ・ペーパー8

[\[案\] IFRS 第 18 号に係る委員会のアジェンダ決定の更新](#)

- 法人所得税以外の税金に係る納付の表示（IAS 第 1 号「財務諸表の表示」及び IAS 第 12 号「法人所得税」） — アジェンダ・ペーパー9-9C
- トン税の分類（IAS 第 12 号「法人所得税」） — アジェンダ・ペーパー9-9C

[IASB の検討を求めるアジェンダ決定](#)

- 組み込まれた早期償還オプション（IFRS 第 9 号「金融商品」） — アジェンダ・ペーパー4
- 取引コストの決定及び会計処理（IFRS 第 9 号「金融商品」） — アジェンダ・ペーパー5

- IFRS 第 18 号「財務諸表における表示及び開示」に係る委員会のアジェンダ決定の更新 — アジェンダ・ペーパー9-9C

その他の事項

- 企業結合 — 開示、のれん及び減損 — アジェンダ・ペーパー10
- 仕掛中の作業 — アジェンダ・ペーパー11

委員会の暫定的なアジェンダ決定

委員会は、以下の事項について議論を行い、作業計画に基準設定プロジェクトを追加しないことを暫定的に決定した。委員会は、これらの暫定決定（基準設定プロジェクトを追加しない理由を含む）を今後の会議で再検討する予定である。委員会は暫定的なアジェンダ決定に対するコメントを求めている。関心のある関係者は、コメントを [open for comment](#) ページで提出することができる。すべてのコメントは公開の記録に記載されウェブサイトに掲載される。ただし、回答者が機密とすることを要請し我々がその要請を認めた場合は除く。そうした要請は、十分な理由（例えば、商業上の機密）の裏付けがない限り、通常は認められない。委員会は、締切日までに書面で受け取ったすべてのコメントを考慮する。締切日後に受け取ったコメントは、委員会が検討するアジェンダ・ペーパーにおいては分析されない。

為替エクスポージャーを管理するデリバティブに係る利得及び損失の分類（IFRS第18号「財務諸表における表示及び開示」） — アジェンダ・ペーパー2

2026年2月6日までコメントを募集

委員会は、企業が連結純損益計算書においてデリバティブ金融商品に係る利得又は損失を分類するためにIFRS 第 18 号の B70 項から B76 項の要求事項をどのように適用するのかに関する要望書を受け取った。そのデリバティブは、正味負債エクスポージャーの為替リスクを管理するために使用されている先渡契約であるが、IFRS 第 9 号「金融商品」を適用してヘッジ手段として指定されてはいない。

要望書は、企業が、IFRS 第 18 号を適用して、デリバティブから生じた利得又は損失を連結純損益計算書においてどのように分類するのかを質問している。

事実パターン

企業（親会社 P）は 3 つの子会社（子会社 A、子会社 B 及び財務子会社）を有しており、連結財務諸表を作成する際にそれらを連結する。子会社 A と B は同じ機能通貨（LC）であり、次のような外貨（FC）建のローンを有している。

- 子会社 A は第三者への貸付金 FC100（投資資産）を発行した。
- 子会社 B は別の第三者から借入金 FC120（財務負債）を調達した。

したがって、グループは正味負債エクスポージャーFC20を有している。

IFRS 第 18 号の第 49 項を適用して、親会社 P は、連結財務諸表の目的では、特定の種類の資産への投資又は顧客へのファイナンスの提供という特定の主要な事業活動を有していないと評価している。したがって、連結財務諸表において、親会社 P は投資資産からの金利収益を投資区分に分類し、財務負債からの金利費用を財務区分に分類している。IFRS 第 18 号の B65 項を適用して、親会社 P は為替差額をそれらの金融商品からの金利収益及び金利費用と同じ区分に分類している。

グループの正味負債エクスポージャーの為替リスクを管理するため、財務子会社は現地通貨を売って外貨を買う先渡契約を第三者と元本金額 FC20 で締結する（外部デリバティブ）。

グループのリスク管理方針に合わせて、この外部デリバティブの目的は、正味負債エクスポージャーの識別された為替リスク（当該正味エクスポージャーを構成している総額でのエクスポージャーのグループではなく）を管理することである。

親会社 P は、この外部デリバティブを、IFRS 第 9 号を適用してヘッジ手段として指定していない。

親会社 P は、IFRS 第 18 号の B72 項における過大なコスト又は労力による免除は適用されないと評価している。特に、親会社 P は、外部デリバティブと企業が当該デリバティブを使用して管理しているリスクとの間の結び付きを識別している。

財務子会社は、次の連結企業間デリバティブ（内部デリバティブ）も締結している。

- a. 子会社 A と名目金額 FC100 で（子会社 A が外貨を売り、現地通貨を買う）
- b. 子会社 B と名目金額 FC120 で（子会社 B が現地通貨を売り、外貨を買う）

適用される要求事項

IFRS 第 18 号の B70 項から B76 項は、企業がデリバティブ及び指定されたヘッジ手段に係る利得及び損失を分類する際に適用する適用指針を示している。IFRS 第 18 号の B72 項は、IFRS 第 9 号に従ってヘッジ手段として指定されていないが識別されたリスクを管理するために使用されているデリバティブに係る利得及び損失を、当該デリバティブを使用して管理されているリスクの影響を受ける収益及び費用と同じ区分に分類することを企業に要求している。ただし、そうすることで利得又は損失のグロスアップが必要となるか又は過大なコスト若しくは労力を伴う場合には、企業は当該デリバティブに係るすべての利得又は損失を営業区分に分類することを要求される。

IFRS 第 18 号の B74 項は次のように述べている。「利得又は損失のグロスアップは次の場合に生じる可能性がある。

- a. 企業がそうした金融商品をリスク・ポジションが相殺し合う項目グループのリスクを管理するために使用しており、かつ、
- b. 管理されるリスクが、純損益計算書の複数の区分における科目に影響を与える場合」

IFRS 第 18 号の B75 項は、デリバティブに係る利得又は損失のグロスアップが生じる可能性のある例を示している。

要求事項の適用

委員会は、要求事項を内部デリバティブではなく外部デリバティブに係る利得又は損失のみに適用することについて検討した。これは次の理由によるものである。

- a. 要望書は、企業の連結純損益計算書における外部デリバティブに係る利得及び損失の分類について質問していた。
- b. IFRS 第 9 号に関する結論の根拠の BC6.144 項で説明されているように、リスクの軽減又は変換は、一般的に、報告企業の外部へのリスクの移転となる場合にのみ関連性がある。報告企業内でのリスクの移転は、報告企業全体の観点から見たリスク・エクスポージャーを変えるものではない。これは連結財務諸表の原則と整合的である。

委員会は、IFRS 第 18 号の B70 項から B76 項における適用指針に基づいて、企業はまずデリバティブを使用して管理しているリスクを識別する必要があることに着目した。それにより、当該リスクの影響を受ける純損益における区分及びその結果としての当該デリバティブに係る利得又は損失の分類を企業が決定できるようになる。

外部デリバティブを使用して管理されているリスク

委員会は、企業は通常、識別されたリスクを管理するために使用するデリバティブを承認されたリスク管理方針に従って締結することに着目した。したがって、企業は一般的には、デリバティブを使用して管理しているリスクを事実及び状況並びにリスク管理方針に基づいて識別できると見込まれる。

要望書に記載された事実パターンでは、グループのリスク管理方針に合わせて、外部デリバティブは正味負債エクスポージャーの為替リスクのみ（総額でのエクスポージャー（投資資産及び財務負債）ではなく）を管理するために使用されている。

外部デリバティブを使用して管理されているリスクの影響を受ける区分

要望書に記載された事実パターンでは、親会社 P は金融負債に係る為替差額を連結純損益計算書の財務区分に分類している。

外部デリバティブが正味負債エクスポージャーの為替リスクを管理するために使用されているので、IFRS 第 18 号の B72 項を適用して、親会社 P は外部デリバティブに係る利得又は損失を連結純損益計算書の財務区分に分類することを要求される。ただし、そうすることで利得及び損失のグロスアップが必要となるか又は過大なコスト若しくは労力を伴う場合は除く。

要望書に記載された事実パターンでは、親会社 P は、過大なコスト又は労力による免除は適用されないと評価した。

財務区分への分類は外部デリバティブに係る利得又は損失のグロスアップを必要とするか

IFRS 第 18 号の B74 項から B75 項の要求事項に基づいて、委員会は、デリバティブに係る利得及び損失のグロスアップについて次のことに着目した。

- a. 企業が識別されたリスクを管理していてそれが影響を与えるのが純損益計算書の単一の区分における科目である状況では生じない。
- b. 企業がデリバティブを使用して管理しているのがリスク・ポジションが相殺し合う項目グループのリスクであり、当該リスクが純損益計算書の複数の区分における科目に影響を与える状況では生じる可能性がある。これは、影響を受ける区分のそれぞれにデリバティブに係る利得又は損失を分類するためには、企業は各区分にデリバティブについて発生したよりも大きな利得又は損失を表示することが必要となるからである。そのような結果は IFRS 第 18 号の B70 項及び B72 項で禁止されている。例えば、グループのリスク管理方針が、投資資産と財務負債の両方の為替リスクを総額ベースで管理するために外部デリバティブを使用することであった場合には、これらのリスクは連結純損益計算書の投資区分及び財務区分における科目に影響を与えることになる。したがって、外部デリバティブに係る利得又は損失をこれらの区分に分類するには、当該デリバティブに係る利得又は損失のグロスアップが必要となるが、これは IFRS 第 18 号の B72 項で禁止されている。

委員会は、要望書に記載された事実パターンでは、外部デリバティブは正味負債の為替エクスポージャーのみを管理するために使用されていることに着目した。これは純損益計算書の単一の区分（すなわち、財務区分）に影響を与える。したがって、外部デリバティブに係る利得又は損失を財務区分に分類することは、そうした利得又は損失のグロスアップを必要としない。その結果、IFRS 第 18 号の B72 項は適用されない。

したがって、委員会は、企業は外部デリバティブに係る利得又は損失を、当該デリバティブを使用して管理されているリスクの影響を受ける収益及び費用と同じ区分（要望書に記載された事実パターンでは、連結純損益計算書の財務区分）に分類することを要求されると結論を下した。

結 論

委員会は、IFRS 会計基準における原則及び要求事項が、（企業のリスク管理方針に従って）識別されたリスクを管理するために使用されているが IFRS 第 9 号を適用してヘッジ手段として指定されていないデリバ

タイプに係る利得又は損失の分類のための適切な基礎を提供していると結論を下した。したがって、委員会は基準設定プロジェクトを作業計画に追加しないことを〔決定した〕。

適正な表示及びIFRS会計基準への準拠（IAS第1号「財務諸表の表示」） — アジェンダ・ペーパー3

2026年2月6日までコメントを募集

委員会は、適正な表示及びIFRS会計基準への準拠に関するIAS第1号「財務諸表の表示」の第15項から第24項〔IAS第8号「財務諸表の作成基礎」の第6A項から第6J項〕の要求事項の適用に関する要望書を受け取った。

事実パターン及び質問

要望書に記載された事実パターンでは、IAS第1号の第19項〔IAS第8号の第6E項〕を適用する企業がIFRS会計基準書におけるある要求から離脱している。要望書は、企業はそれでもIAS第1号の第15項〔IAS第8号の第6A項〕における適正な表示についての要求に準拠することを要求されるかどうかを質問している。

発見事項

委員会が〔現在までに〕収集した証拠が示すところでは、要望書に記載された事実パターンは稀にしか発生しない。

結 論

発見事項に基づいて、委員会は、要望書に記載された事項は幅広い影響を有していないと結論を下した。したがって、委員会は基準設定プロジェクトを作業計画に追加しないことを〔決定した〕。

費用を性質別に開示する要求の範囲（IFRS第18号「財務諸表における表示及び開示」） — アジェンダ・ペーパー6

2026年2月6日までコメントを募集

委員会は、IFRS第18号の第83項の要求事項の範囲に関する要望書を受け取った。

IFRS第18号の第75項は、純損益計算書において以下を含む科目を表示することを企業に要求している。

- a. 営業費用（第75項(a)(ii)）
- b. IFRS第9号「金融商品」及びIFRS第17号「保険契約」で要求されている金額（第75項(b)から(c)）

IFRS第18号の第83項は、純損益計算書の営業区分において機能別に分類した費用で構成される1つ又は複数の科目を表示する企業に対し、単一の注記において、減価償却、償却、従業員給付、非金融資産の減損（及び戻入れ）並びに棚卸資産の評価減（及び戻入れ）について合計額及び各科目に含めた金額も開示することを要求している。

質問

要望書は、IFRS第18号の第83項の要求事項が次のいずれで適用されるのかを質問している。

- a. 企業がIFRS第18号の第75項(a)(ii)に列挙されている営業費用を純損益計算書の営業区分において機能別に表示する場合のみ

- b. 企業が純損益計算書の営業区分において、IFRS 第 18 号の第 75 項(b)から(c)に列挙されている費用を含めて、何らかの費用を機能別に表示している場合（要望書は、これらの費用には、資産の帳簿価額の一部として認識された金額が含まれている可能性がある」と述べている。例えば、純損益計算書に認識した保険サービス費用には、過去に保険契約資産の一部として資産化された保険獲得費の償却が含まれている可能性がある）

要求事項の適用

委員会は、IFRS 第 18 号の第 83 項は例外又は除外を含んでいないことに着目した。これは、例えば、費用を機能別に分類した理由（すなわち、企業の判断を適用して又は IFRS 会計基準書における要求により費用を機能別に分類したこと）が、企業が第 83 項を適用することを要求されるかどうかの判定においては関連性がないことを意味する。

したがって、委員会は、IFRS 第 18 号の第 83 項は、企業が機能別に分類した費用（IFRS 第 18 号の第 75 項(b)から(c)に列挙されている機能別に分類した費用を含む）で構成されているいかなる科目を純損益計算書の営業区分において表示している場合にも適用されると結論を下した。

委員会は、IFRS 第 18 号の B84 項が述べているように、IFRS 第 18 号の第 83 項に従って開示する金額は当期に費用として認識した金額である必要はないことに着目した。開示する金額には、資産の帳簿価額の一部として認識された金額を含めることができる。IFRS 第 18 号の第 83 項(b)を適用する企業が、当期に費用として認識した金額ではない金額を開示する場合には、企業は、関連する資産を識別して、その旨の定性的開示を提供することを要求される。

結 論

委員会は、IFRS 第 18 号における原則及び要求事項が、IFRS 第 18 号の第 83 項の要求事項の範囲を企業が決定するための適切な基礎を提供していると結論を下した。したがって、委員会は基準設定プロジェクトを作業計画に追加しないことを「決定した」。

親会社の個別財務諸表の目的上の特定の主要な事業活動の評価（IFRS第18号「財務諸表における表示及び開示」） — アジェンダ・ペーパー7

2026年2月6日までコメントを募集

委員会は、IFRS 第 18 号を適用する親会社が、個別財務諸表の目的上、特定の主要な事業活動（要望書に記載された事実パターンでは、非連結子会社に対する投資という主要な事業活動）を有しているかどうかをどのようにして評価するのかに関する要望書を受け取った。

事実パターン

要望書に記載された事実パターンでは、報告企業は大きな企業グループの最終的な親会社である。その活動は、子会社に対する投資の保有、経営に関する意思決定、当該子会社の取得及び処分並びに当該投資に係るリターンの株主への分配のみである。親会社は、自らは IFRS 第 10 号「連結財務諸表」で定義されている投資企業ではないと判断している。

個別財務諸表において、親会社は子会社に対する投資（以後、非連結子会社に対する投資と呼ぶ）を IAS 第 27 号「個別財務諸表」の第 10 項(a)に従って取得原価で会計処理している。親会社は、株主にセグメント別分析を提供しておらず、個別財務諸表に関連する営業業績を説明するための小計も使用していない。親会社は、そのような指標を内部のモニタリング目的でも使用していない。株主はセグメント別の分析及び小計を連結グループの営業業績の指標として提供されている。グループの連結財務諸表の目的上は、特定の主要な事業活動は識別されていない。

要望書は、親会社が、個別財務諸表の目的上、特定の主要な事業活動（具体的には、非連結子会社に対する投資という主要な事業活動）を有しているかどうかを質問している。IFRS 第 18 号に従って、親会社はそれらの子会社から生じる収益及び費用を純損益計算書において次のように分類することになる。

- a. 非連結子会社に対する投資という主要な事業活動を有していると結論を下す場合には、営業区分に
- b. 非連結子会社に対する投資という主要な事業活動を有していないと結論を下す場合には、投資区分に

適用される要求事項

IFRS 第 18 号の第 52 項は、純損益計算書に含めたすべての収益及び費用のうち他の 4 つの区分のどれにも分類されないものを営業区分に分類することを企業に要求している。IFRS 第 18 号の B42 項は、当該基準書における要求事項により、企業は主要な事業活動から生じる収益及び費用を営業区分に分類することになる（ただし、持分法を用いて会計処理している投資から生じる収益及び費用は除く）と説明している。IFRS 第 18 号の B30 項は、企業は複数の主要な事業活動を有している場合があると説明している。

収益及び費用を営業、投資及び財務の各区分に分類するために、企業は、IFRS 第 18 号の第 49 項で要求されているように、特定の主要な事業活動を有しているかどうかを評価する。IFRS 第 18 号の第 49 項(a)及び第 53 項(a)に従って、1 つの特定の主要な事業活動は、特定の種類の資産への投資（非連結子会社に対する投資を含む）である。IFRS 第 18 号の B44 項(c)で述べているように、非連結子会社に対する投資には、IAS 第 27 号の第 10 項(a)を適用して取得原価で会計処理されている個別財務諸表における子会社に対する投資が含まれる。

IFRS 第 18 号の第 53 項(a)は、企業が特定の主要な事業活動としてその種類の資産に対して投資している場合を除いて、非連結子会社に対する投資から生じる収益及び費用を投資区分に分類することを要求している。企業が特定の主要な事業活動として非連結子会社に投資している場合、IFRS 第 18 号の第 55 項は、当該子会社から生じる収益及び費用を営業区分に分類することを企業に要求している（ただし、当該投資が持分法を適用して会計処理されている場合は除く）。

IFRS 第 18 号の B30 項から B41 項は、特定の主要な事業活動を有しているかどうかを判定する際に企業が適用する適用指針を含んでいる。特に、

- a. IFRS 第 18 号の B33 項は、資産への投資が企業の主要な事業活動であるかどうかは、事実の問題であり、単なる主張ではないと述べている。同項は、資産への投資が主要な事業活動であるかどうかを評価するために判断を用いること及び当該評価が証拠に基づくことを企業に要求している。
- b. IFRS 第 18 号の B34 項から B36 項は、企業の主要な事業活動の証拠を提供する可能性のある要因について論じている。こうした要因には、例えば、企業が特定の小計を営業業績の重要な指標として使用しているかどうか、又は、IFRS 第 8 号「事業セグメント」を適用して、単一の事業活動で構成される報告セグメントを企業が有しているかどうかが含まれる。

IFRS 第 18 号の B37 項は、資産への投資が報告企業全体にとっての主要な事業活動であるかどうかを評価することを企業に要求している。したがって、資産への投資が主要な事業活動であるかどうかの評価は、連結グループである報告企業が行う場合と、連結グループにおける子会社の 1 つである報告企業が行う場合とでは、異なる結果となる可能性がある。結論の根拠の BC99 項は、関連する要求事項についての IASB の論拠を説明し、ある活動が個別財務諸表の目的上、主要な事業活動であるかどうかについての親会社の結論は、グループの連結財務諸表の目的上の結論とは異なる可能性があるとして述べている。

IFRS 第 18 号の要求事項の事実パターンへの適用

IFRS 第 18 号の第 55 項に従って、企業は非連結子会社に対する投資という主要な事業活動を有する可能性がある。委員会は、親会社が個別財務諸表の目的上は非連結子会社に対する投資という主要な事業活動を有しているかどうかの評価は（特に、親会社に複数の事業活動がある場合には）判断を必要とし、親会社の具体的な事実及び状況に依存すると考えた。

要望書に記載された事実パターンでは、親会社は子会社に対する投資の保有及び管理並びに当該投資からのリターンの分配以外には実質的な事業活動を有していない。そうした状況において、非連結子会社に対する投資は親会社にとって主要な事業活動ではないと結論を下すと、親会社が主要な事業活動を有していないことになる。委員会は、企業が主要な事業活動を有していないという結果は当該基準書の要求事項の基礎となっている IASB の論拠と不整合となると考えた。特に、

- a. 純損益に含めたすべての収益及び費用（投資、財務、法人所得税及び非継続事業に関連するものを除く）は企業の営業から生じる。
- b. 企業の営業には、1つ又は複数の事業活動（資産に対する投資が企業の主要な事業活動である場合には、それから生じる収益及び費用を含む）が含まれるが、それには限定されない。

委員会は、要望書に記載された親会社について、他の実質的な活動がないことが、非連結子会社に対する投資が親会社の個別財務諸表の目的上は主要な事業活動であると結論を下すための十分な証拠であると考えた。

したがって、委員会は、親会社は、個別財務諸表の目的上、特定の主要な事業活動（具体的には、非連結子会社に対する投資という主要な事業活動）を有していると結論を下した。親会社は非連結子会社に対する投資を取得原価で会計処理している。したがって、親会社は非連結子会社に対する投資から生じる収益及び費用を純損益計算書の営業区分に分類することを要求される。

また、委員会は次のように考えた。

- a. 要望書で記述された親会社は、株主にセグメント別の分析を提供しておらず、個別財務諸表に関連する営業業績を説明するための小計も使用していない。したがって、IFRS 第 18 号の B34 項から B36 項に示している企業が特定の主要な事業活動を有しているかどうかの評価において考慮する要因の種類は、要望書に記載された事実パターンにおいては適用されない。それらの要因の欠如は決定的なことではなく、親会社の唯一の実質的な事業活動が主要な事業活動ではないことを示すものではない。
- b. IFRS 第 18 号の B31 項で示されている例の中に親会社がないことは、決定的なことではない。それらの例は網羅的な一覧であることを意図していない。
- c. 要求事項の開発にあたっての IASB の論拠（IFRS 第 18 号に関する結論の根拠の BC98 項から BC99 項に示されている）と整合的に、主要な事業活動の評価は報告企業全体について行われるので、親会社の個別財務諸表の目的での当該評価の結果は、単一の経済的実体としての親会社と子会社の連結財務諸表の目的での評価の結果とは異なり得る。

結 論

委員会は、IFRS 第 18 号における原則及び要求事項が、要望書に記載された親会社が、個別財務諸表の目的上、特定の主要な事業活動（具体的には、非連結子会社に対する投資という主要な事業活動）を有しているかどうかを評価するための適切な基礎を提供していると結論を下した。したがって、委員会は基準設定プロジェクトを作業計画に追加しないことを [決定した]。

IAS第12号「法人所得税」の範囲に含まれる法人所得税ではない税金又はその他の費用の表示（IFRS第18号「財務諸表における表示及び開示」） — アジェンダ・ペーパー8

2026年2月6日までコメントを募集

委員会は、IFRS 第 18 号を適用する企業が IAS 第 12 号「法人所得税」の範囲に含まれる法人所得税ではない税金又はその他の費用（charge）を次のいずれかに表示することが認められるかどうかを議論した。

- a. IFRS 第 18 号の第 75 項(a)(iv)で要求している純損益計算書の「法人所得税費用又は法人所得税収益」という科目
- b. 純損益計算書の法人所得税区分

委員会は、企業が IAS 第 12 号の範囲に含まれる法人所得税ではない税金又はその他の費用を、IFRS 第 18 号の第 75 項(a)(iv)で要求している「法人所得税費用又は法人所得税収益」という科目に、又は純損益計算書の法人所得税区分の中の追加的な科目として表示できるかどうかに関して、さまざまな見解を伝えられた。

IFRS 会計基準における要求事項の適用

委員会は、IFRS 第 18 号を適用して、企業は「法人所得税費用又は法人所得税収益」を純損益計算書の法人所得税区分に表示することに着目した。

IFRS 第 18 号の第 67 項で要求されているように、企業は純損益計算書の法人所得税区分に IAS 第 12 号を適用して純損益計算書に含まれる税金費用又は税金収益（及び関連する為替差額）を分類する。

したがって、委員会は、IFRS 第 18 号を適用して、企業は IAS 第 12 号の範囲に含まれる法人所得税ではない税金又はその他の費用を次のいずれかに表示することは認められないと結論を下した。

- a. IFRS 第 18 号の第 75 項(a)(iv)で要求している純損益計算書の「法人所得税費用又は法人所得税収益」という科目
- b. 純損益計算書の法人所得税区分

委員会は、IFRS 第 18 号の第 24 項に従って、基本財務諸表が有用な体系化された要約を提供するために、追加的な科目及び小計の表示が必要である場合には、企業は基本財務諸表においてそうした表示を行うことに留意した。

結 論

委員会は、IFRS 会計基準における原則及び要求事項が、IFRS 第 18 号を適用する企業が IAS 第 12 号の範囲に含まれる法人所得税ではない税金又はその他の費用をどのように表示するかを決定するための適切な基礎を提供していると結論を下した。

したがって、委員会は基準設定プロジェクトを作業計画に追加しないことを [決定した]。

[案] IFRS 第 18 号に係る委員会のアジェンダ決定の更新

委員会が暫定的なアジェンダ決定を公表することを決定した [「IAS 第 12 号「法人所得税」の範囲に含まれる法人所得税ではない税金又はその他の費用の表示」](#)（IFRS 第 18 号「財務諸表における表示及び開示」）に関する議論を踏まえて、委員会は、以前に更新を提案した 9 件のアジェンダ決定のうち 2 件を最終確定せずに追加的な更新を提案することを [決定した]（この IFRIC Update の [「IFRS 第 18 号に係る委員会のアジェンダ決定の更新」](#) セクション参照）。その 2 件のアジェンダ決定とは次のものである。

1. [法人所得税以外の税金に係る納付の表示（IAS 第 1 号「財務諸表の表示」及び IAS 第 12 号「法人所得税」）](#)
2. [トン税の分類（IAS 第 12 号「法人所得税」）](#)

当初のアジェンダ決定に追加することを提案している新規の文言には下線、削除することを提案している文言には取消線を付している。委員会がフィードバックを求めているのは更新案に関してのみであり、これらのアジェンダ決定の他の側面に関しては求めていない。

2026 年 2 月 6 日までコメントを募集

法人所得税以外の税金に係る納付の表示（IAS 第1号「財務諸表の表示」及びIAS 第12号「法人所得税」） — アジェンダ・ペーパー9-9C

2012年7月に公表

[年 月] にIAS第1号への参照をIFRS第18号への参照に置き換えるため更新

...

委員会は、IFRS第18号「財務諸表における表示及び開示」の第75項(a)(iv)IAS第1号「財務諸表の表示」の第82項(d)で要求している「法人所得税費用又は法人所得税収益」「税金費用」という科目は、IAS第12号の法人所得税の定義を満たす税金を含んでいるの表示を企業に要求する意図である点に着目した。また、委員会は、ある税金が法人所得税の定義を満たすかどうかを決めるのは、関連する税制が定める算定基礎であることにも留意した。税金負債の決済方法や税金の受取者に関する要因は、ある項目が当該定義を満たすかどうかの決定要因ではない。委員会はさらに、生産高をベースにしたロイヤルティ支払をIAS第12号の範囲に含まれない他の費用（それらはすべて、納付する法人所得税を減少させる可能性がある）と異なる取扱いとすべきではないことに留意した。したがって、委員会は、ロイヤルティ支払を法人所得税の前払とみなすことは適切ではないと考えた。生産高ベースのロイヤルティは法人所得税ではないので、ロイヤルティ支払を純損益包括利益計算書の法人所得税区分に税金費用として表示すべきではない。委員会は、IFRS第18号IAS第1号及びIAS第12号における既存の要求事項の分析を踏まえ、解釈指針は必要ではないと考え、この論点をアジェンダに追加しないことを決定した。

トン税の分類（IAS 第12号「法人所得税」） — アジェンダ・ペーパー9-9C

2012年7月に公表

[年 月] にIAS第1号への参照をIFRS第18号への参照に置き換えるため更新

...

IFRICは以前に、IAS第12号は法人所得税に適用され、法人所得税は課税所得を基礎とする税金として定義されていること、及び「課税所得」という用語は総額ではなく純額の考え方を含意していることに留意していた。輸送したトン数又は積載能力のいずれかに対する税金は、純額ではなく総額を基礎とするものである。積載能力に由来する名目上の所得に対する税金は、企業の実際の収益及び費用を基礎とするものではない。したがって、IFRICは、このような税金はIAS第12号に従って法人所得税とは考えられず、包括利益計算書において税金費用の一部としては表示されないことに留意した。しかし、IFRICはまた、IAS第1号「財務諸表の表示」の第85項に従って、トン税の対象となる企業は、包括利益計算書における追加的な小計の表示が企業の財務業績の理解に関連性がある場合には、追加的な小計を表示することになることにも留意した（[アジェンダ決定] 「IAS第12号の範囲に含まれる法人所得税ではない税金又はその他の費用の表示」（IFRS第18号）も参照）。IAS第12号の要求事項を踏まえ、IFRICはこの論点をアジェンダに追加しないことを決定した。

IASB の検討を求めるアジェンダ決定

組み込まれた早期償還オプション（IFRS第9号「金融商品」） — アジェンダ・ペーパー4

委員会は、融資契約に組み込まれた早期償還オプションを分離するかどうかを決定するためのIFRS第9号のB4.3.5項の要求事項の適用に関して2025年6月のIFRIC Updateで公表した[暫定的なアジェンダ決定](#)に対するフィードバックについて検討した。

委員会は当該アジェンダ決定についての議論を完了した。IFRS 財団の「[デュー・プロセス・ハンドブック](#)」の 8.7 項に従って、IASB はこのアジェンダ決定を今後の会議で検討する。IASB が当該アジェンダ決定に反対しない場合には、この IFRIC Update への補遺において公表されることになる。

取引コストの決定及び会計処理（IFRS第9号「金融商品」） — アジェンダ・ペーパー5

委員会は、IFRS 第 9 号における取引コストの定義及び取引コストに関する IFRS 第 9 号の要求事項の適用に関して 2025 年 6 月の IFRIC Update で公表した[暫定的なアジェンダ決定](#)に対するフィードバックについて検討した。

委員会は当該アジェンダ決定についての議論を完了した。IFRS 財団の「[デュー・プロセス・ハンドブック](#)」の 8.7 項に従って、IASB はこのアジェンダ決定を今後の会議で検討する。IASB が当該アジェンダ決定に反対しない場合には、この IFRIC Update への補遺において公表されることになる。

IFRS第18号「財務諸表における表示及び開示」に係る委員会のアジェンダ決定の更新 — アジェンダ・ペーパー9-9C

委員会は、2025 年 6 月の IFRIC Update で公表した次の[提案](#)に対するフィードバックについて検討した。

- a. 財務諸表における表示、重要性及び情報の集約に関する全般的な要求事項を参照している 9 件のアジェンダ決定について、IAS 第 1 号「財務諸表の表示」への参照を IFRS 第 18 号「財務諸表における表示及び開示」における新規又は修正後の要求事項への参照に置き換える。
- b. 企業が IFRS 第 18 号の要求事項をアジェンダ決定「サプライチェーン・ファイナンス契約—リバース・ファクタリング」で扱われている事実パターンにどのように適用するのかを説明する。

委員会は、これらのアジェンダ決定の更新案についての議論を完了した。IASB は次のことを決定した。

- a. IASB に、2 件のアジェンダ決定「負の利回りの金融商品について生じた収益及び費用—包括利益計算書における表示」及び「サプライチェーン・ファイナンス契約—リバース・ファクタリング」を撤回することを提案する。
- b. 2 件のアジェンダ決定「法人所得税以外の税金に係る納付の表示」及び「トン税の分類」の追加的な更新を提案する（この IFRIC Update の [\[案\] IFRS 第 18 号に係る委員会のアジェンダ決定の更新](#)のセクション参照）。
- c. 残りの 6 件のアジェンダ決定の更新案を最終確定する。

IASB は委員会の決定を今後の会議で検討する。IASB が合意すれば、6 件のアジェンダ決定の更新がこの IFRIC Update への補遺において公表されることになる。

その他の事項

企業結合 — 開示、のれん及び減損 — アジェンダ・ペーパー10

委員会は、公開草案「企業結合 — 開示、のれん及び減損」における企業が企業結合に関する情報を開示するという要求事項の提案の諸側面について議論した。委員会メンバーは以下についての見解を提供した。

- a. 企業結合の業績が目標を満たしつつあるという記述を開示することを企業に要求するかどうか
- b. 企業が期待されるシナジーの情報を開示することを要求される企業結合の範囲を限定するかどうか
- c. 業績及び期待されるシナジーの情報の作成基礎を開示することを企業に要求するかどうか

IASBは、委員会メンバー及び他の利害関係者からのインプットを考慮する。

仕掛中の作業— アジェンダ・ペーパー11

委員会は、2025年11月の会議で議論されなかった未解決事項の現状についてのアップデートを受けた。
